

令和4年3月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年3月16日(水) 午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員(農業委員)

1番	和田 守央	○	2番	釜谷 弘	○	3番	佐藤 正幸	○
4番	中谷 一民	○	5番	畑 昌男	○	6番	林 義文	◎
7番	大西 敏夫	○	8番	田中 里美	◎	9番	森口 佳幸	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	×	山田	山本 雄三	○	山田	笠原 伸也	○
紀見	嶋 鎌三	○	紀見	森本 芳克	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	島野 豊和	○	恋野	出山 泰久	○	学文路	峠 清彦	○
学文路	大上 史郎	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	尾上 文啓	○
信太	坂口 佳弘	○	信太	小谷 純一	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書記 橋本市農業委員会事務局

- 議案
- 第1号 非農地証明願について
 - 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第5号 和解の仲介の申立てについて
 - 第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
 - 第7号 同(中間管理事業分)

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和4年3月農業委員会総会を開催します。
会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名人の選任を行います。
議席番号6番 林 義文委員
議席番号8番 田中 里美委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 非農地証明願について)

事務局 議案第1号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
釜谷委員 ●提出番号1番
現況から見て農地として復活できないと判断します。
議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第1号について承認することにご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
畑委員 ●提出番号1番
本来の耕作地と隣であり、計画性が良好で問題なしと思慮します。
●提出番号2番
前回の申請と同様に、計画実行の見守りが必要と考えます。
佐藤委員 ●提出番号3番
今までとおおり耕作をしていただけたため、問題ありません。
釜谷委員 ●提出番号4番
譲渡人は住まいが大阪市で戻ってくる可能性がなく、譲受人の隣接地であり、特に問題ないとする。

中谷委員 ●提出番号 5 番
農村生活に憧れると共に、農業に関心を持っており、精励すると思われ適当と考える。

議長 議案第 2 号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第 2 号について許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 3 号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員 ●提出番号 1 番
問題ありません。

田中委員 ●提出番号 2 番
畑としては使用されておらず、申請としては適当です。

議長 議案第 3 号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第 3 号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 4 号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員 ●提出番号 1 番、2 番 (一体計画)
特に問題ありません。

釜谷委員 ●提出番号 3 番
申請人は親子関係にあり、隣接地の同意も得ているため特に問題はない。

廣田委員 ●提出番号 4 番
現地調査の結果適当と認めます

議長 議案第 4 号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第 4 号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第 5 号 和解の仲介の申立てについて)

事務局 令和 4 年 2 月 25 日、仲介委員による和解の仲介を行いました
が、申立人双方の主張に隔たりが大きく和解の仲介の見込みがな
いと判断せざる状況となっています。

農地法第 25 条には、農業委員会がその紛争について和解の仲
介を行うことが困難又は不適當であると認めるときは、申し立て
をした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行うべき旨
の申し出をすることができるとされています。

既に県知事への移管について、申立人双方から同意を得ていま
すので、本件を県知事に移管することについて議決を求めるもの
です。

議長 議案第 5 号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので議案第 5 号について、農地法第 25 条
の規定に基づき、県知事に移管することに、ご異議ございませ
んか。

委員 異議なし。

(議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権の設定
について及び議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利
用権の設定について (中間管理事業分))

議長 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利
用権の設定について」並びに議案第 7 号「農業経営基盤強化促進
法第 18 条の規定による利用権の設定について (中間管理事業
分)」は橋本市農業委員会会議規則第 9 条の規定に基づき一括審
議といたします。

事務局 議案第 6 号・7 号について議案書を基に説明

議長 議案第 6 号・7 号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので議案第 6 号・7 号について承認するこ
とにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了
しました。

令和4年3月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	㊟
----------	--------	-------	---

	署名委員	林 義文	㊟
--	------	------	---

	署名委員	田中 里美	㊟
--	------	-------	---